

ロック装置式駐車場

第1章 総則

第1条 (契約の成立)

本駐車場の利用者（以下、「利用者」という。）は、本約款を承認のうえ本駐車場を利用するものとする。

第2条 (駐車場利用の目的)

アマノマネジメントサービス株式会社（以下、「管理者」という。）は、利用者に対し、本約款に反しない限り、短時間駐車するための本駐車場の駐車区画（車室）を別途定められた料金（有償・無償を問わず）で利用させるものとし、車両をお預かりするものではないものとする。

第3条 (駐車料金)

1. 本駐車場の利用者は、本駐車場に掲出した料金額および料金体系により、駐車時間に応じた駐車料金を支払うものとする。

2. 駐車料金を算出するための駐車時間は、次のとおりとする。

(1) フラップ板等ロック装置昇降式駐車場（以下、「ロック装置式」という。）の場合

駐車区画（車室）へ入庫した時刻から精算時に料金精算機に駐車区画（車室）番号を入力した時刻までの時間。なお、精算後、5分以内に出庫するものとし、出庫しない場合にはフラップの上昇による自損事故の損失及び追加料金が発生するので要注意とする。

3. 駐車料金は、本駐車場内に備え付けの精算機、支払機等により精算するものとする。

第4条 (時間制利用の利用期間)

本駐車場の1回の利用（定期駐車券による利用者を除く）は、継続して48時間を超えて駐車できないものとする。但し、止むを得ない事情により利用者が事前に管理者から承諾を受けた場合、または本駐車場内に異なる駐車制限時間が掲出されている場合は、この限りでないものとする。

第5条 (駐車できない車両)

1. 本駐車場において、以下の車両は、駐車できないものとする。但し、本駐車場において駐車可能車両の仕様につき、本約款と異なる特別の指定がある場合には、当該掲出のその他案内看板の内容は優先されるものとする。

2. 車両の大きさによる制限

(1) 平地に設置する駐車場の場合

①車両全長：5.0mを超える車両

②車両全幅：1.9mを超える車両

③最高車両高：2.7mを超える車両。但し、特に最高車両高を制限する場合、掲出した制限数値に従うこと。

④最高積載重量：2.0tを超える車両

⑤最低地上高：15cm未満の車両

(2) 屋根付施設及び平地であっても特殊な施設内に設置する駐車場の場合、別途看板に表記した基準に該当するものに限る。

3. 車両の構造による制限

(1) 車両入库認識装置が作動しない形状の車両

(2) オートレベリング機能等を有し、車両高が変化する車両

(3) エアロパーツ装着車両

(4) 低床車で地上高15cm未満の車両

4. 法令違反等による車両の制限

(1) 無登録車、車検切れ車等、一般道路を走行することが禁じられている車両

(2) 自動車登録番号に覆いがされ、または取り外されている車両等、登録番号自動認識装置による読み取りが困難な車両

(3) 自動車登録番号の変更があるにもかかわらず変更登録手続きが済んでいない車両

(4) 仮登録中である車両等の車体の特定が困難な車両

5. 他車への加害のおそれのある車両の制限

(1) 付属装着物があり、接触により駐車場施設もしくは機器または他の自動車の損傷を発生させるおそれがある車両

(2) 大型特殊、建設用特殊等の特赦な用途の車両等で、駐車場施設または機器に損傷を発生させるおそれがある車両

(3) 危険物、有害汚染物質その他安全もしくは衛生を害するおそれがある物または悪臭発生もしくは液汁漏出の原因となる物を積載した車両

(4) 荷台・後部・側面にサーフボード、ウインドサーフィン関連、自転車等関連物の車外積載にて入場・出場の際ゲートと接触するおそれのある車両

(5) 他車両との接触、積載物の落下のおそれがあるキャリア搭載車両

6. 二輪車・三輪車等の制限

自動二輪車、原付自転車、足踏み自転車、小型特殊自動車、サイドカー、三輪車、バギー、トライクなどと呼称される車両。但し、本約款にかかわらず、本駐車場に特に駐車することができる旨の掲示がされている場合は、掲示された条件に従い駐車することができるものとする。

7. 前各号の規定の適用に際しては、車両の付属装着物及び積載物等を含めて判断するものとする。

第6条 (駐車場内の通行)

利用者は、本駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らねばならないものとする。

(1) 場内は、時速8キロメートル以下で徐行し、歩行者等の安全を確保すること。

(2) 追い越しをしないこと。

(3) 出庫する車両の通行を優先すること。

(4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。

(5) 係員の指示がある場合、その指示に従うこと。

第7条 (遵守事項・禁止事項)

利用者は、本駐車場の利用に関しては、次の事項を守らなければならないものとする。

(1) ロック装置式の駐車場は、駐車区画（車室）番号を確認のうえ、料金の精算を行うこと。

(2) ロック装置式の場合、ロック装置と車両が接触する原因となる精算行為を行なう前の積載物の積み込みや人員の乗り込みを行わないこと。

(3) 短時間の利用により課金されない場合、又は、割引サービス等を行なっている駐車場であっても、必ず精算機において精算行為を行なうこと。

(4) ロック装置式の場合、入庫の際は必ずロック装置が下降していることを確認してから入庫すること。

(5) ロック装置式の場合、精算後出庫する際、必ずロック装置が下降していることを確認してから出庫すること。

(6) ロック装置式の場合、ドア及びスライドドアを開けるときは、必ずロック装置が下降していることを確認すること。

(7) 車両内に現金、貴金属、宝石を始めとする貴重品については残置せず、身の回りに所持すること。

(8) 駐車中はエンジンを必ず停止し、車両から離れるときは窓及びサンルーフを閉め、ドア及びトランクには施錠して盗難防止に努めること。

(9) 区画された駐車スペースに駐車し、それ以外の場所に駐車しないこと。

(10) 駐車中の車内に乳幼児を放置しないこと。

(11) 駐車中の車内に動物を放置しないこと。

(12) 駐車場内は喫煙、及び火気の使用は厳禁する。

(13) 爆発性のもの可燃性のものは搬入を禁止する。

(14) 大音響でのカーステレオ、乱暴なドアの開閉、夜間の大きな話しが声等、近隣の迷惑になる行為を禁止する。

(15) 清潔になるよう努め、ビン、缶及び紙屑、ボロ切れ、吸殻、雑誌、粗大ゴミ等の一切を捨てるなどを禁止する。

(16) 駐車場内での車両の駐車以外の行為（営業・演説・宣伝・募金・署名活動等）を禁止する。

(17) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁を出したり、こぼすおそれがあるときの入庫を禁止する。

(18) 飲酒・宿泊・賭博事・洗車等他人の迷惑になるような行為は禁止する。

(19) 前各号に掲げるものの他は、全て管理者または駐車場係員の指示に従うこと。

第2章 免責・利用者賠償責任

第8条 (免責事由)

管理者は、以下の(1)ないし(16)のいずれかの事由による損害または本駐車場内における利用者の車両又はその積載物の盗難、紛失又は毀損、或いは、本駐車場の他の利用者もしくはその他の人の行為又は駐車場内に存在する車両、その付属物もしくは積載物に起因して利用者が被った損害について、原則として責任を負わない。

(1) 精算時、利用者の駐車区画（車室）番号確認に基づく精算間違いによる返金

(2) 精算前の車両への人員の乗り込みや荷物等の積載で車両に過重の負担がかかることにより車両とロック装置の接触を起こすことによる利用者の車両の損傷、出庫遅延等の損害

(3) 利用者が精算行為をしないまま出庫したことによって車両とロック装置が接触して生じた利用者の車両の損害

(4) 入庫の際、ロック装置が下降していることを利用者が確認しないで発生した車両とロック装置との接触による利用者の損害

(5) 料金精算後、ロック装置が下降していることを利用者が確認しないで発生した車両とロック装置との接触による利用者の損害

(6) スライドドア等の機能を有した車両で、ロック装置が下降していないにもかかわらずスライドドアの開閉を行なうことによる接触の利用者の損害

(7) 車両とその積載物もしくは取付け物及び車内の金品、物品、設備等についての盗難による利用者の損害

(8) エアロパーツを装着した車両で入庫したうえ、エアロパーツが駐車場内の設備に接触したことによる利用者の損害

(9) その他第5条の規定に違反した車両を駐車したことに伴う損害

(10) 第6条に違反して走行したことによる損害

(11) その他利用者の自己過失による損害

(12) 台風・風水害・地震・火災・落雷等の天災地変による自然災害その他不可抗力による損害

(13) 他の車両等に、入庫及び出庫を妨げられたことによる待機時間・機会損失等により利用者が被った損害及びその他の損害

(14) 利用者間のトラブルや第三者から受けたトラブルにおける利用者の損害

(15) 本約款の第12条（営業休止等）、又は本約款の第13条（駐車位置の変更）による措置による利用者の損害

(16) 管理者の責によらない事由による出庫不能により利用者が被った直接損害及びその他の派生損害、間接損害等

第9条 (利用者の賠償責任)

本駐車場の利用者が本約款もしくは駐車場内に掲出された規定に違反した場合又は故意もしくは重大な過失により駐車場の設備または機器を破損した場合は、以下の事項のほか、これにより管理者が現実に被った通常かつ直接の損害（その結果駐車場の全部又は一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した合理的な営業利益を含む。）に対し利用者は賠償するものとする。

(1) 不正行為、または利用方法、利用規約に違反した場合、管理者は車両のチェーン施錠、駐車位置の変更（レッカーモーティ）等、必要な処置を講ずることができるものとし、駐車場利用者（所有者及び同乗者を含む）は、①正規駐車料金②実損諸経費（チェーン施錠、レッカーモーティ費用、車両調査費用、機器点検費用等）を管理者に支払わねばならない。

(2) 利用者（所有者及び同乗者を含む）は、本駐車場施設ならびに駐車中の他の車両や駐車場利用者等に損害を与えたときは、直ちに当事者にその損害を賠償しなければならず、申告及び当該履行をしなかった場合は、管理者は所轄の警察署に届け出ができるものとする。

第10条 (不正駐車)

本駐車場の利用者が、駐車料金を支払わないで不正の手段により車両を駐車スペースから出入庫し、または駐車場外へ移動したときは、管理者はその利用者に対し、駐車料金のほか前条に規定する損害金等を申し受ける場合がある。なお、以下の駐車は不正と判断することとし、本駐車場の今後の利用を禁止するものとする。また、関係機関へ連絡し刑事罰として告訴する場合がある。

(1) ロック装置の上にタイヤを載せた駐車

(2) ロック装置にいたずらをする。

(3) 駐車区画（車室）枠線外に駐車する。

(4) 駐車区画（車室）を跨ぐ駐車

(5) 料金を精算せずに無理にロック装置を乗り越えた場合

(6) 管理者にてカラーコーン及びテープまたはロープ等にて封鎖している車室に許可なく進入もしくは入庫している場合

(7) 第5条の規定により駐車できない車両の駐車

(8) その他料金を精算せずに出庫する行為

第11条 (管理者の賠償範囲の限定)

管理者が本駐車場への出庫要請を受けてから到着及び利用者が出庫可能までにかかる待機時間が1時間を超え、なおかつ利用者に損害が生じた場合、管理者は、自己に故意・重大過失がある場合に限り、利用者に対し、本駐車場利用料1日分を上限として、直接の損害に対し、賠償を行うものとする。

第12条 (営業休止等)

管理者は、次の場合には本駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔離、車路の通行止め及び車両の退避（以下、「営業休止等」という。）を行なうことができるものとする。

(1) 自然災害、火災、爆発施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合

(2) 他の利用者もしくは駐車場の他の利用者もしくはその他の人の行為又は駐車場内に存在する車両、その付属物もしくは積載物に起因して利用者が被った損害について、原則として責任を負わない。

(1) 精算時、利用者の駐車区画（車室）番号確認に基づく精算間違いによる返金

(2) 精算前の車両への人員の乗り込みや荷物等の積載で車両に過重の負担がかかることにより車両とロック装置の接触を起こすことによる利用者の車両の損傷、出庫遅延等の損害

(3) 利用者が精算行為をしないまま出庫したことによって車両とロック装置が接触して生じた利用者の車両の損害

(4) 入庫の際、ロック装置が下降していることを利用者が確認しないで発生した車両とロック装置との接触による利用